

# 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

## 目次

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	1
○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	20
○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令	33
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	34
○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	45
○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	48
○ 附則	53

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明</p> <p>〔イ〜ニ 略〕</p> <p>ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔イ〜ニ 同上〕</p> <p>ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払</p>

について保証しているものに限る。) (第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第十三号ホにおいて「国債証券等」という。) 並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)

六 「略」

〔2～4 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 「略」

2 「略」

3 銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該営業所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七十七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

について保証しているものに限る。) (第十三条の五第一項第二号、第十四条の十一の二十七第一項第十三号ホ及び第三十四条の五十三の十二第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。) 並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)

六 「同上」

〔2～4 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 「同上」

2 「同上」

3 銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、特定の窓口において行うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七十七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。)には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項

二 第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める

い。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十四条の十一の二十三 「同上」

2 「同上」

- 一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項

二 第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

3 銀行は、契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第一号に掲げる事項及び法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 「同上」

場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十四条の十一の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 〔同上〕

「一〇十六 略」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつていて認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称

「十八・十九 略」

「項を削る。」

（契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十六 同上」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつていて認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称

「十八・十九 同上」

2||

一の特定期金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

「二〇四 略」

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金

「一〇十一 同上」

2||

一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行代理業者が当該交付を行ったときは、当該銀行は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(休日の承認の申請等)

第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金

融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

3|| 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

一 令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（第三十二条の二において「指定休日」という。）以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その

融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

3|| 当該申請に係る営業所が当座預金業務を営んでいないこと。

3|| 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4|| 銀行が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

〔項を加える。〕



他の連絡先

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 「略」

2 外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇三 略」

「3・4 略」

(休日の承認の審査等)

第三十二条の二 従たる外国銀行支店において、指定休日以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、第十五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

2 外国銀行支店が前項に規定する申請書に基づく法第四十七条の三に規定する認可を受けたときは、当該認可に係る従たる外国銀行支店が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 「同上」

2 外国銀行支店は、法第四十七条の三の規定による従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。）の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

「3・4 同上」

「条を加える。」

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

「イ〜ハ 略」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

「(1)・(2) 略」

(3) 第三十四条の五十三の十第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 第三十四条の五十三の十第一項第二号に規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の五十三の八 「同上」

2 「同上」

事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の十二第十一号に掲げる事項

二 第三十四条の五十三の十二第十二号に掲げる事項

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の十二第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の

一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の五十三の十二第一項第十一号に掲げる事項

二 第三十四条の五十三の十二第十二号に掲げる事項

3 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五十三の十二第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 「同上」

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の

十二第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 〔略〕

〔項を削る。〕

十二第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 〔同上〕

2 一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品

取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2

一の特定預金等契約の締結について銀行及び銀行代理業者が法第十三条の四及び第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面の交付を行わなければならない場合において、当該銀行が当該交付を行ったときは、当該銀行代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

〔2〕4 同上〕

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 特定銀行代理業者(法第五十二条の四十六

第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。)は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

二 令第十六条の七第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第十六条の七第一項に定める日以外の休日の実施期間(実施期間を設定する場合に限る。)

〔条を加える。〕

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 特定銀行代理業者の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 略〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 〔略〕

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 〔略〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の六十 〔略〕

第三十四条の五十五 特定銀行代理業者(法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。)の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 同上〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 〔同上〕

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定銀行代理業者の所属銀行の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 〔同上〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第三十四条の六十 〔同上〕

〔2〕4 略〕

5 法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕二十七 略〕

二十八 削除

〔二十九〕三十一 略〕

2 〔略〕

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕二十 略〕

二十一 削除

〔2〕4 同上〕

5 法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第三十五条 〔同上〕

〔一〕二十七 同上〕

二十八 銀行が法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（法第二十条第三項及び法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

〔二十九〕三十一 同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕二十 同上〕

二十一 銀行持株会社が法第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（法第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、当該銀行持株会社の子会社で



〔二十二〕二十四 略〕

4 法第五十三條第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 削除

〔四〕六 略〕

5 〔略〕

6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三條第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

三 〔略〕

〔号を削る。〕

四 〔略〕

ある銀行において縦覧を開始した場合

〔二十二〕二十四 同上〕

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第五十二條の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（法第二十条第三項及び第二十一条第三項又は第五十二條の二十八第二項及び第五十二條の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

〔四〕六 同上〕

5 〔同上〕

6 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面

四 〔同上〕

五 第三項第二十一号に掲げる場合 同号に規定する書面

六 〔同上〕

---

〔7〕 五  
〔8〕  
〔9〕 11  
〔10〕 略

---

〔7〕 七  
〔8〕  
〔9〕 11  
〔10〕 同上

---

別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 関係)

← 29.7cm 以上 →

外国銀行代理銀行認可票  
外国銀行代理業務  
認可番号 金融庁長官( ) 第 号  
  
(外国銀行代理銀行の商号)  
  
(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。
- 2 [略]

別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 関係)

← 30cm 以上 →

外国銀行代理銀行認可票外国銀行代理業  
務  
認可番号 金融庁長官( ) 第 号  
  
(外国銀行代理銀行の商号)  
  
(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。
- 2 [同左]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

← 29.7cm 以上 →

銀行代理業者許可票  
銀行代理業  
許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号  
(財務(支)局長)

(銀行代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属銀行の商号)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、全ての所属銀行の商号を記載すること。
- 2 [略]
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 4 [略]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

← 30cm 以上 →

銀行代理業者許可票  
銀行代理業  
許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号  
(財務(支)局長)

(銀行代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属銀行の商号)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第 2 条第 16 項に規定する所属銀行をいう。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、すべての所属銀行の商号を記載すること。
- 2 [同左]
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により銀行法第 52 条の 36 第 1 項の許可の受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。
- 4 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（会員たる資格）</p> <p>第一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 其の信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員</p> <p>二 其の信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる者</p> <p>三 其の信用金庫の役員</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲</p>	<p>（会員たる資格）</p> <p>第一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びその信用金庫の役員とする。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 〔同上〕</p>

げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

「一〇十七 略」

「号を削る。」

2|| 銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方

法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇二十七 略」

二十八 || 削除

「二十九〇三十一 略」

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇二 略」

三|| 削除

「一〇十七 同上」

十八|| 銀行法第五十二条の五十一第二項

「項を加える。」

（届出事項）

第百条 「同上」

「一〇二十七 同上」

二十八|| 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

「二十九〇三十一 同上」

2 「同上」

「一〇二 同上」

三|| 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定す

〔四〕六 略〕

3 〔略〕

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

三〕 〔略〕

四〕 〔略〕

〔5〕8 略〕

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

る書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

〔四〕六 同上〕

3 〔同上〕

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三〕 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面

四〕 〔同上〕

五〕 〔同上〕

〔5〕8 同上〕

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

「イ」リ 略

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十二条第一項第四号二及び第七十条の二十五第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「略」

ル 「略」

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

「イ」ニ 略

ホ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十条の二十五第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券の

「イ」リ 同上

又 「同上」

- (1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十二条第一項第四号二及び第七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「同上」

ル 「同上」

五 「同上」

「イ」ニ 同上

ホ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第四百四条第一項第二号及び第七十条の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価



うち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 「略」

〔2〕4 略〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四百四条 「略」

2 「略」

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

3|| 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受け

証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 「同上」

〔2〕4 同上〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四百四条 「同上」

2 「同上」

3 金庫は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三|| 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。

〔項を加える。〕

たときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

- 一 令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日
- 二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）
- 三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

**第一百六十条の二** 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第

二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

- 一 理由書
- 二 令第十三条の三第三項の規定による掲示の方法を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
  - 一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
- 3 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。
  - 一 令第十三条の三第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施

「条を加える。」

期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第六十一条 「略」

〔2・3 略〕

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

一 「略」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「略」

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（手続実施基本契約の内容）

第七十条の二十二 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十

期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第六十一条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 「同上」

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用金庫代理業者の所属信用金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「同上」

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

（手続実施基本契約の内容）

第七十条の二十二 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十

五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第七十条の二の二十五まで及び第七十条の二の二十七から第七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十条の二十一 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七十条の二十五第十一号に掲げる事項

二 第七十条の二十五第十二号に掲げる事項

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）

に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上

五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第七十条の二の二十五まで及び第七十条の二の二十七から第七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十条の二十一 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七十条の二十五第十一号に掲げる事項

二 第七十条の二十五第十二号に掲げる事項

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）

に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上

の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十条の二の三十一第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十条の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

ト以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 「同上」

一 第七十条の二の三十一第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十条の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 〔略〕

〔項を削る。〕

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用  
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条)におい  
て「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載  
しなければならない。

〔一〕十一 略〕

〔項を削る。〕

〔2〕4 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 〔同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し  
契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、い  
れか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書  
面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結  
前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用  
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次  
条)において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事  
項を記載しなければならない。

〔一〕十一 同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について金庫及び信用金庫代理業者が

準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し  
契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、い  
れか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書  
面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結  
時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載するこ

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 略〕

とを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 関係)

29.7cm 以上

20 cm 以上

外国銀行代理業務

(外国銀行代理金庫の名称)

(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)

(記載上の注意)

「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第 54 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

別紙様式第 15 号の 2 (第 137 条の 5 関係)

30cm 以上

20 cm 以上

外国銀行代理業務

(外国銀行代理金庫の名称)

(所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国)

(記載上の注意)

「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（信用金庫法第 54 条の 2 第 1 項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。



別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

← 29.7cm 以上 →

信用金庫代理業者許可票

信用金庫代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第号

(財務(支)局長)

(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属信用金庫の名称)

20 cm 以上

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫(信用金庫法(以下「法」という。)第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、全ての所属信用金庫の名称を記載すること。

[2・3 略]

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

← 30cm 以上 →

信用金庫代理業者許可票

信用金庫代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第号

(財務(支)局長)

(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属信用金庫の名称)

20 cm 以上

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫(信用金庫法(以下「法」という。)第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。)の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、すべての所属信用金庫の名称を記載すること。

[2・3 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう  
 に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（組合員の資格）            第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一   その信用協同組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員</p> <p>二   その信用協同組合の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる者</p> <p>三   その信用協同組合の役員</p>	<p>（組合員の資格）            第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員及び組合の役員とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条  次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>2   銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>六   「一〇五 同上」</p> <p>銀行法第五十二条の五十一第二項 「項を加える。」</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p>

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定に

第四十一条 「同上」

より預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）  
に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うも  
のとする。

〔一〕三 略〕

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条に  
おいて「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金  
者等の求めに応じた説明及びその交付

四 「同上」

〔イ〕リ 略〕

〔イ〕リ 同上〕

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

又 「同上」

(1) 「略」

(1) 「同上」

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用  
協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第  
二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一  
号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号  
ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。）及び紛  
争解決措置（同法第九条の九の三第二項二号に規定する紛  
争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条  
の五十八第十八号ロにおいて同じ。）の内容

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用  
協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第  
二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一  
号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号  
ニ及び第百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。）  
及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項二号に規定  
する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第  
百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル 「略」

ル 「同上」

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が  
満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預  
入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他

五 「同上」

当該商品に関するより詳細な説明

〔イ〕二 略〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の五十八第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 〔略〕

〔2〕4 略〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による

〔イ〕二 同上〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の五十八第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。）

六 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号に掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による

休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

3 信用協同組合等は、令第四条第二項二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

一 令第四条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六

第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）

は、令第五条の六第二項二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該申請に係る事務所が当座預金に係る事業を行っていないこと。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

- 二 令第五条の六第三項の規定による掲示の方法を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
  - 一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。
- 3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。
  - 一 令第五条の六第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）
  - 二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第百一条 特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 略〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 同上〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭

に掲示するものとする。

一 「略」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「略」

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十条の五十四 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第一百十条の五十八第十一号に掲げる事項

二 第一百十条の五十八第十二号に掲げる事項

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百十条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲

に掲示しなければならない。

一 「同上」

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5 「同上」

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十条の五十四 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第一百十条の五十八第一項第十一号に掲げる事項

二 第一百十条の五十八第十二号に掲げる事項

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百十条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)



げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百十条の三十六第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)  
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の五十八第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

【二・三 略】

四 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等及び当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場

に)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百十条の五十六 「同上」

一 第百十条の三十六第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)  
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の五十八第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

【二・三 同上】

【号を加える。】

合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2～4 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百条の五十八 〔略〕

〔項を削る。〕

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百条の五十九 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～十一 略〕

〔項を削る。〕

〔2～4 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百条の五十八 〔同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれかの者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百条の五十九 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～十一 同上〕

2||

一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七條の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四〇 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等及び当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「二〇四 略」

(届出事項)

第一百十一条 法第七條の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇九 略」

二〇 削除

において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(届出事項)

第一百十一条 「同上」

「一〇九 同上」

二〇 信用協同組合等が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定

〔二十一～二十五の二 略〕

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 削除

〔四～六 略〕

3 〔略〕

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

〔号を削る。〕

二 〔略〕

三 〔略〕

〔5～8 略〕

により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合  
〔二十一～二十五の二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

〔四～六 同上〕

3 〔同上〕

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 第一項第二十号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 〔同上〕

四 〔同上〕

〔5～8 同上〕

別紙様式第 12 号 (第 86 条関係)

← 29.7cm 以上 →

信用協同組合代理業者許可票

信用協同組合代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号

(財務(支)局長)

(信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属信用協同組合の名称)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 3 項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、全ての所属信用協同組合の名称を記載すること。
- 2 法第 6 条の 4 に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 [略]

別紙様式第 12 号 (第 86 条関係)

← 30cm 以上 →

信用協同組合代理業者許可票

信用協同組合代理業

許可番号 金融庁長官 ( ) 第 号

(財務(支)局長)

(信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属信用協同組合の名称)

↑ 20 cm 以上 ↓

(記載上の注意)

- 1 「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 3 項に規定する所属信用協同組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、すべての所属信用協同組合の名称を記載すること。
- 2 法第 6 条の 4 に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同項の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十四 略」</p> <p>十五 削除</p> <p>「十六〇十八 略」</p> <p>「二〇六 略」</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第二百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇六の三 略」</p> <p>六の四 「略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 「同上」</p> <p>「一〇十四 同上」</p> <p>十五 保険会社が法第一百一十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合</p> <p>「十六〇十八 同上」</p> <p>「二〇六 同上」</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第二百六十六条 「同上」</p> <p>「一〇六の三 同上」</p> <p>六の三の二 「同上」</p> <p>六の四 外国保険会社等が法第二百九条で準用する法第一百一十一条第一項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合</p>

〔七・八 略〕

〔2～5 略〕

(届出事項)

第二百十条の十四 〔略〕

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～七 略〕

八 削除

〔九・十 略〕

3 〔略〕

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～十一 略〕

十二 削除

〔十三～十五 略〕

〔2～5 略〕

〔七・八 同上〕

〔2～5 同上〕

(届出事項)

第二百十条の十四 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一～七 同上〕

八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

〔九・十 同上〕

3 〔同上〕

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 〔同上〕

〔一～十一 同上〕

十二 少額短期保険業者が法第二百七十二條の十七において準用する法第二百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

〔十三～十五 同上〕

〔2～5 同上〕

<p>(届出事項)</p> <p>第二百十一条の八十六 「略」</p> <p>2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>3 「略」</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第二百十一条の八十六 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合</p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第四十八条 法第四十一条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第七十条 法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法人（金融機関、保険業法第二条第二項に規定する保険会社及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）を除く。）である場合において、その役員が、</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第四十八条 「同上」</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>十三 法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第七十条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 法人（金融機関及び保険業法第二条第二項に規定する保険会社を除く。）である場合において、その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときにあっては、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称及び事業の</p>

他の法人の常務に従事し、又は事業を営むときにあつては、当該  
役員の名又は名称並びに当該他の法人又は事業所の商号若しく  
は名称及び事業の種類

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める  
書類は、次に掲げる書類とする。

〔一・一の二 略〕

二 法人である場合は、役員の履歴書（金融庁長官又はその権限の  
委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に同一内容の履歴  
書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは  
、当該役員の出革を記載した書面）及び役員（国内における営業  
所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住  
民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の出革事項証明  
書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イ  
からチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓  
約する書面

〔二の二〇五 略〕

(届出の手続等)

第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行う  
信託契約代理店は、別表第十上欄に掲げる区分により、同表中欄に  
定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びに

種類

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 〔同上〕

〔一・一の二 同上〕

二 法人である場合は、役員の履歴書（役員が法人であるときは、  
当該役員の出革を記載した書面）及び役員（国内における営業所  
又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住  
民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の出革事項証明書  
）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イか  
らチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約  
する書面

〔二の二〇五 同上〕

(届出の手続等)

第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行う  
信託契約代理店は、別表第十上欄に掲げる区分により、同表中欄に  
定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びに

その写し一通を、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔2・3 略〕

別表第十（第七十四条第一項関係）

役員の変更	届出事項	記載事項	添付書類
	〔略〕	〔二・二 略〕	一 〔略〕 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（金融庁長官又はその権限の委任を受けた財務局長若しくは財務支局長に既に同一内

その写し一通を、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔2・3 同上〕

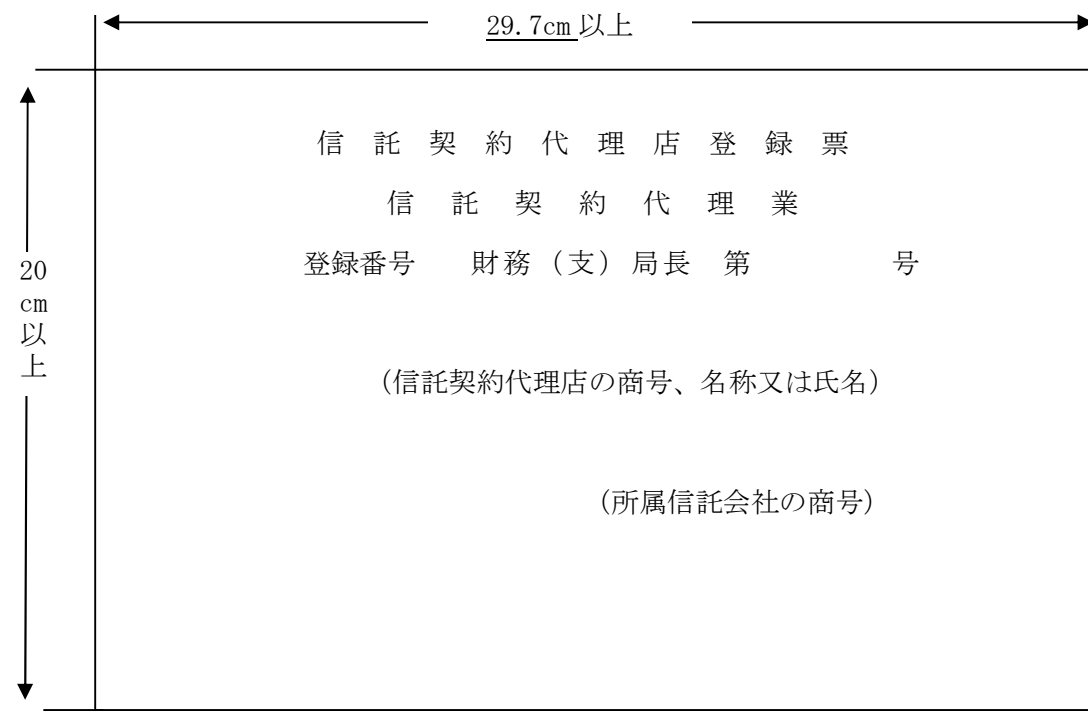
別表第十（第七十四条第一項関係）

役員の変更	届出事項	記載事項	添付書類
	〔同上〕	〔二・二 同上〕	一 〔同上〕 二 〔同上〕 イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

[略]	
	<p>容の履歴書を提出しているときを除くものとし、役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面</p> <p>「ロ」ニ 略</p>

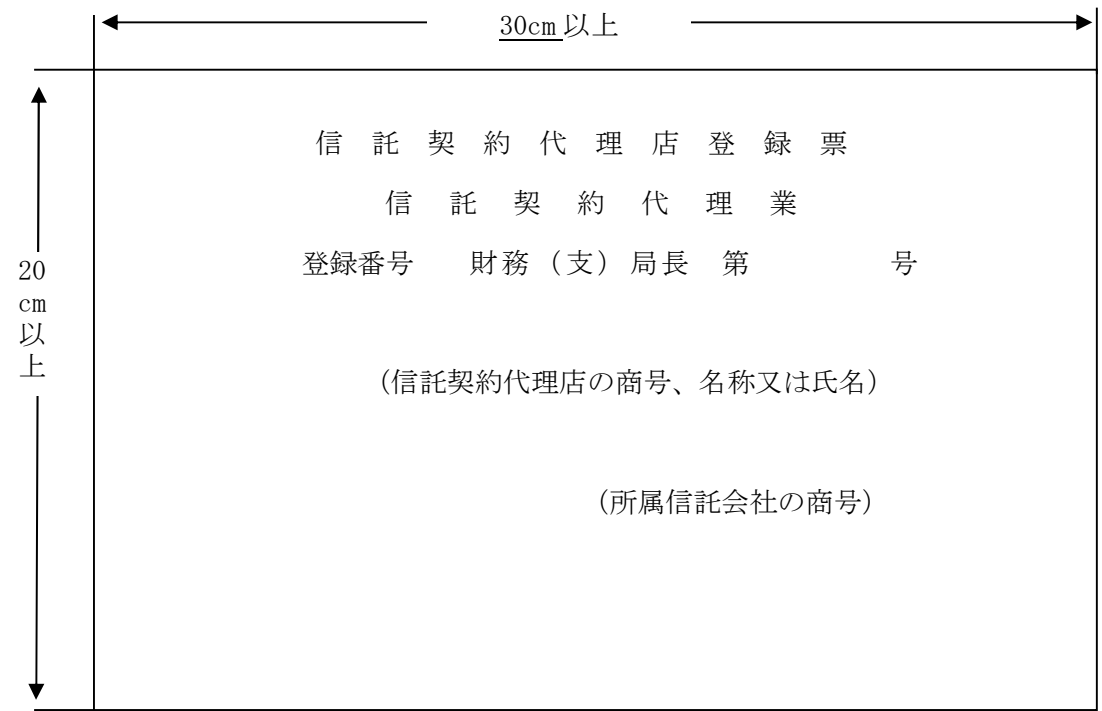
[同上]	
	<p>「ロ」ニ 同上</p>

別紙様式第 20 号 (第 75 条関係)



(記載上の注意)  
[1.・2. 略]

別紙様式第 20 号 (第 75 条関係)



(記載上の注意)  
[1.・2. 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

附 則

この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。